

令和4年5月23日

所 属	議会事務局総務課
所属長	片岡 理恵
電 話	06-6489-6103

## 資産公開の概要がまとまりました

尼崎市議会議員政治倫理条例に基づき、議員の資産公開を行います。

議員から、議長に提出された資産や所得などに関する報告書は、6月1日から議会図書室で閲覧することができます。

### ◆資産公開制度とは

本市議会の資産公開制度は、議員に係る政治倫理条例に基づき、議員みずからが資産や所得、関連会社などに関する報告書を公開することができる自主公開型の制度です。

これらの報告書が29人の議員から提出されましたが、その概要は別表のとおりです。

(なお、連続当選でない議員については、前年1年を通じて議員でないため、所得等報告書は提出対象となりません。従って、資産等の補充、関連会社等報告に該当のない11人の議員は、提出する意思はあるものの、制度上、提出議員の人数に含まれません。)

### ◆閲覧の手続きは

資産や所得などに関する報告書は、6月1日から所定の申請手続きにより、議会図書室で閲覧することができます。詳しくは議会事務局総務課(06-6489-6103)まで、お問い合わせください。

以 上

## 資産等報告書等の概要

(提出議員)

蛭子 秀一、川崎 敏美、岸田 光広、眞田 泰秀、佐野 剛志、須田 和、  
辻 信行、津田 加寿男、都築 徳昭、東浦 小夜子、土岐 良二、中尾 健一、  
西藤 彰子、波多 正文、林 久博、開 康生、広瀬 若菜、福島 さとり、  
藤野 勝利、別府 建一、前迫 直美、眞崎 一子、松澤 千鶴、眞鍋 修司、  
丸岡 鉄也、光本 圭佑、宮城 亜輻、安浪 順一、綿瀬 和人

(29人)

※ 今回、連続当選でない議員については、前年1年を通じて議員でないため、所得等報告書は提出対象となりません。従いまして、資産等の補充、関連会社等報告に該当がない池田 りな議員・迫田 敬一議員・田中 淳司議員・田中 俊幸議員・寺井 大地議員・長崎 くみ議員・中村 敦子議員・西田 兼治議員・松岡 洋司議員・山本 直弘議員・鷺田 真緒議員については、提出する意思はあるものの、制度上、提出議員に氏名が載りません。

### ○資産等報告書・資産等補充報告書

- ・資産等報告書は、新たに資産等報告書を提出する議員で、令和3年12月31日現在に、議員が有する土地、建物等の資産等の報告
- ・資産等補充報告書は、既に資産等報告書を提出した議員で、提出後議員が新たに有することとなった資産等であって、令和3年12月31日現在において有するものの報告

項目	資産等報告書	資産等補充報告書
建物	1人	(提出者なし)
ゴルフ場	1人	

備考：上記のほか、土地等についても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、記載していない。

### ○所得等報告書

令和3年中の議員の給与所得等の各種所得等の報告

項目	人数	最大～最小
不動産所得	2人	1,589,020円～57,537円
給与所得	28人	16,062,860円～8,611,080円
雑所得	6人	818,780円～10,164円
上場株式等の配当所得	1人	70,352円

備考：上記のほか、事業所得等についても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、記載していない。

### ○関連会社等報告書

令和4年4月1日現在に、議員が報酬を得て会社等の役員、顧問その他の職に就いている場合の報告

項目	人数
民間会社の役員等	7人
本市の外郭団体の役員等（議会選出）	3人
上記両方に該当する者	2人